

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品富谷成田店  
黒川郡富谷町成田八丁目2-2外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

山口ビル株式会社 代表取締役 根村 恵美子  
東京都港区白金一丁目15番19号

3 市町村の意見の概要

（1）駐車需要の充足等交通について

届出書の4ページ、「Ⅱ添付資料4（3）利用者が概ね一致する併設施設の駐車場」の記載内容について、「併設施設の面積が店舗面積の2割を下回っているため、駐車場の増設を必要としない」とする根拠を示すこと。

（2）廃棄物について

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理をすること。

（3）騒音について

騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、必ず届出すること。

駐車場における自動車騒音については、騒音規制法における規制基準等に注意するとともに、隣接地域に十分配慮すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場

6 縦覧期間

平成27年3月4日から平成27年4月6日まで（ただし，閉庁日を除く。）